

小規模企業の皆さんへ



小規模企業共済制度 が充実します！

個人事業主の 配偶者や後継者も加入 できるようになります。



個人事業主のみならず、その配偶者や後継者などの共同経営者が安心して事業に専念できる環境を整えます。



どのような改正？

小規模企業共済制度は、小規模企業者が掛金を積み立て、廃業や引退に備える制度であり、いわば**小規模企業者のための「退職金制度」**です。

第174回通常国会で小規模企業共済法の改正法が成立し、以下のとおり充実します。（公布日：平成22年4月21日）

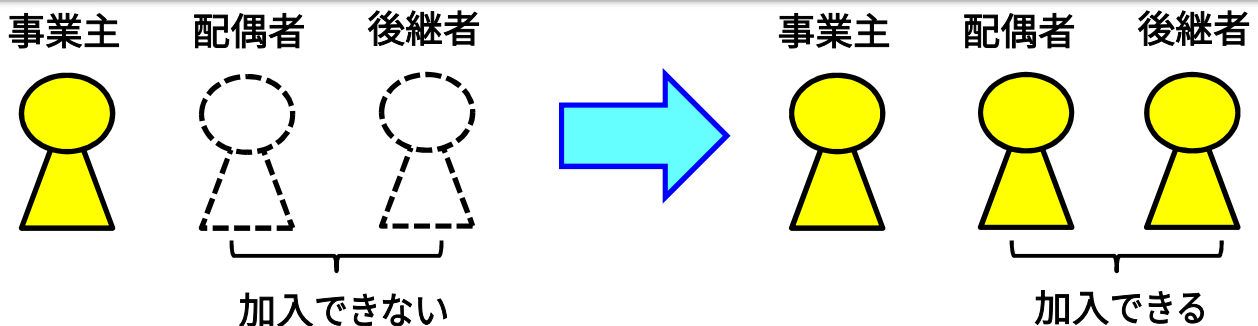
【平成22年度中に実施】

- 小規模企業共済の加入対象者を**個人事業主の配偶者や後継者などの「共同経営者」**まで拡大します。

個人事業主の方の親族でなくとも、「共同経営者」であれば加入できます。

個人事業主になる前の後継者の時期から加入することで、十分な老後の資金を確保できます。

- **共同経営者の方の掛金は全額所得控除の対象**となり、受け取られる**共済金も退職所得控除等の対象**になります。



※配偶者、後継者は「共同経営者」であることが必要。



お問い合わせ先は？

共済制度を運営しています、**独立行政法人中小企業基盤整備機構**にお尋ねください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)

共済相談室 TEL.050-5541-7171

<http://www.smrj.go.jp>